

令和3年12月1日

会社法第801条第1項に基づく開示書面

東京都練馬区豊玉北五丁目14番6号
新練馬ビル
株式会社ブロッコリー
代表取締役 高橋 善之

当社は、株式会社 LANTERN ROOMS（以下「LANTERN ROOMS」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、LANTERN ROOMS と吸収合併（以下「本合併」といいます。）し、当社は、LANTERN ROOMS の権利義務全部を承継して存続し、LANTERN ROOMS は解散しました。本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後開示事項は次のとおりです。

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

令和3年12月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

LANTERN ROOMS の発行済株式全部を当社が保有しておりますので、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

LANTERN ROOMS の発行済株式全部を当社が保有しておりますので、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

LANTERN ROOMS は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

LANTERN ROOMS は、会社法第789条第2項の規定により、令和3年10月25日付けで、官報にて公告し、かつ、知っている債権者に対しては債権者異議申述催

告書を各別に送付し、債権者に対して催告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併によるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併によるため、該当事項はありません。なお、当会社は会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 3 年 10 月 25 日付けで株主に対し電子公告を行いました。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、令和 3 年 10 月 25 日付けで、官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当会社は、LANTERN ROOMS の権利義務一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

当会社は、令和 3 年 12 月 1 日以降、会社法第 921 条に定める吸収合併による変更登記を速やかに申請する予定です。

7. その他の本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

LANTERN ROOMS は当会社の完全子会社であるため、当会社は、本合併に際して、株式その他の金銭等の交付及び割当ては行っておりません。また、本合併の結果、当会社の資本金及び準備金の額は増加しません。

以上

令和 3 年 10 月 25 日

会社法第 782 条第 1 項に規定する開示書面

東京都練馬区豊玉北五丁目 14 番 6 号
新練馬ビル
株式会社 LANTERN ROOMS
代表取締役 五十畑 昌

当会社は、令和 3 年 12 月 1 日を効力発生日とし、株式会社ブロッコリー（以下「甲」といいます。）を吸収合併存続会社、当会社を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行い、甲が当会社の権利義務（資産及び負債を含みます。）一切を承継することにいたしました。本合併に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前開示事項は次のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び第 3 項）

甲が当会社の発行済株式の全てを保有していることから、本合併に際しては、甲の株式その他の金銭等の割当交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号及び第 4 項）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号及び第 5 項）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項）

- (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

甲の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙２のとおりです。

- (2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

- (4) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本合併の効力発生日以後における甲の資産の額はその負債の額を上回ることが見込まれます。

また、甲の収益状況について、本合併の効力発生日以後における甲の債務の履行に支障を来すような事象の発生及びその可能性は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本合併の効力発生日以後における甲の債務につき履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以上



合併契約書

株式会社ブロッコリー（以下「甲」という。）及び株式会社 LANTERN ROOMS（以下「乙」という。）は、両社の合併に関し、2021 年 9 月 24 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり合意し、合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 （本合併）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第 2 条 （当事者の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社たる甲及び吸収合併消滅会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社（甲）

商号：株式会社ブロッコリー

住所：東京都練馬区豊玉北五丁目 14 番 6 号新練馬ビル

(2) 吸収合併消滅会社（乙）

商号：株式会社 LANTERN ROOMS

住所：東京都練馬区豊玉北五丁目 14 番 6 号新練馬ビル

第 3 条 （会社財産等の承継）

乙は、本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）において、その資産、負債その他一切の権利義務を甲に承継させ、甲はこれを承継する。甲は、効力発生日における乙の従業員を雇用する。

第 4 条 （本合併の対価）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その保有する株式に代わる金銭等の交付及び割当ては行わない。

第 5 条 （甲の資本金及び準備金の額）

本合併により甲の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

第 6 条 （本合併の効力発生）

1. 本合併の効力発生日は、2021 年 12 月 1 日とする。但し、本合併の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。
2. 本契約は、本契約の実施に必要な法令に定める関係官公庁等の承認が得られない場合にはその効力を失う。

第7条 （事業の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、善良なる管理者としての注意をもってその業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び事業の運営を行うものとする。

第8条 （株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本合併を甲の株主総会を経ることなく実施する。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本合併を乙の株主総会を経ることなく実施する。

第9条 （契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたとき、その他本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は協議し合意の上、本契約に規定する条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 （権利義務の譲渡等の禁止）

甲及び乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾なしに、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に対して譲渡、移転、担保提供その他の方法により処分し又は引受させてはならないものとする。

第11条 （反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自己が次の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれらに該当する行為を行わないことを表明・保証し、相手方が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、何らの催告を要することなく、両者間で締結している契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、右翼標榜団体、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと
 - (2) 役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと
 - (3) 親会社、子会社又は取引先が前各号のいずれかに該当すること
2. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの催告を要することなく、本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、両者間で締結している契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 相手方に対して脅迫的な言動をとること、若しくは暴力を用いること、又は相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと

- (2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は不合理な要求をすること
- (3) 反社会的勢力である第三者をして、前各号の行為を行わせること
- (4) 継続して、若しくは反復して法令に違反し、又は公序良俗に反する行為や事業を行うこと
- (5) 自ら、又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
- (6) 親会社、子会社又は取引先が前各号のいずれかに該当する行為を行うこと
- (7) その他、前各号に類する事由があったとき

第 12 条 （費用）

甲及び乙は、本契約に別途明確に定める場合を除き、本契約の締結及び履行に関連してそれぞれに発生する費用については、各自これを負担するものとする。

第 13 条 （契約の変更）

本契約は、甲及び乙による書面の合意によらない限り、いかなる修正又は変更もすることができないものとする。

第 14 条 （準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に起因又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 15 条 （誠実協議）

本契約に規定のない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は、誠意に協議の上、これを解決するものとする。

(以下余白)

本契約成立の証として、本書 1 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲が正本を、乙は写しを保有する。

2021 年 9 月 24 日

甲：東京都練馬区豊玉北五丁目 1 4 番 6 号新練馬ビル

株式会社ブロッコリ

代表取締役 高橋



乙：東京都練馬区豊玉北五丁目 1 4 番 6 号新練馬ビル

株式会社 LANTERN ROOMS

代表取締役 五十畑



添付書類

事業報告

(自 令和2年3月1日
至 令和3年2月28日)

1. 会社の現況に関する事項**(1) 事業の経過及びその成果**

当社が属するエンターテインメント業界では、国内外のスマートフォンゲーム市場の成長・国内家庭用ゲーム市場のゆるやかな拡大を背景に、ゲームコンテンツ市場と関連するキャラクター市場が世界的にも長期的に高成長が続くと見込まれておりますが、令和2年に新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動が停滞し、令和3年に入りましても、一部では持ち直しの動きが見られるものの、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況下における、当事業年度（自 令和2年3月1日 至 令和3年2月28日）の経営成績概況は、以下のとおりであります。

まず、「うたの☆プリンスさまっ♪」におきましては、10周年スペシャルコンセプトショップ「All-Star Shop」を7月より開催、12月からは原宿・名古屋・大阪・仙台の4か所にて「SHINING STORE」を開催いたしました。また、9月にステッドラー日本株式会社とのコラボレーションアイテム「うたの☆プリンスさまっ♪ SHINING MUSEUM 水彩色鉛筆」を発売し大変なご好評をいただきましたことで、関連グッズの売上高・売上総利益は、前年並みに確保することが出来ました。

関連ゲームアプリ「うたの☆プリンスさまっ♪ Shining Live」の売上高・売上総利益につきましては、前年をやや下回る結果となりました。

関連ゲームでは、5月に「うたの☆プリンスさまっ♪ Amazing Aria & Sweet Serenade LOVE for Nintendo Switch」を発売、2月に「うたの☆プリンスさまっ♪ Debut for Nintendo Switch」を発売いたしました結果、前年を大きく上回る売上高・売上総利益を確保いたしました。

関連CDでは、4月に「うたの☆プリンスさまっ♪ 『Another World～WHITE&BLACK～』」のテーマソングを発売、8月にHE★VENS初の本格ドラマCDを発売いたしました。9月に10周年を彩る3グループの超豪華シングルを、12月にShining LiveドラマCD「饗宴の奏鳴曲（ソナタ）」を、2月よりQUARTET NIGHTメンバーによるアイドルソング計4作のうち2作をそれぞれ発売いたしました。これらの結果、劇場版関連CDを発売した前年には至りませんでしたが、見込みを大きく上回る売上高・売上総利益を確保いたしました。

他社ライセンスグッズでは、令和2年9月にうさぎのぬいぐるみシリーズ「ラビコレ」の第1弾『刀剣乱舞-ONLINE-』（全11種）を発売いたしました。大変なご好評をいただき、ブロッコリーオフィシャルストアで令和3年4月までの期間限定受注生産も行いました。

また、株式会社 丸井グループ開催のイベント「呪術廻戦 limited shop ーマルイ編ー」にて呪術廻戦グッズを発売いたしました。こちらにも大きな反響をいただきましたこと等により、他社ライセンスグッズは前年を上回る売上高・売上総利益を確保いたしました。

トレーディングカードゲーム「Z/X -Zillions of enemy X-（ゼクス ジリオンズ オブ エネミー エックス）」（以下「Z/X（ゼクス）」といいます。）は、第3四半期に新規ユーザーだけでなく、復帰ユーザーの要望にも応えるカードパック EXパック 第23弾「ゼクメモ！」を発売し、また、1年を通してオンラインイベント開催や関連商品の通販強化を行ったこと等により、前年並みの売上高・売上総利益を確保いたしました。

販売費及び一般管理費につきましては、販促費の圧縮を図りました結果、1,366百万円（前期比12.7%減）と抑制することができました。

この結果、当事業年度の売上高は6,306百万円（前期比2.7%減）、営業利益967百万円（同42.2%増）、経常利益999百万円（同42.1%増）となりました。

また、3月30日に発表いたしました「特別損失の計上及び通期業績予想の修正と次期の通期業績予想に関するお知らせ」のとおり、自社で開発を進めておりますゲームコンテンツにおいて一部ソフトウェア仮勘定の減損損失244百万円を計上いたしましたことで、当期純利益は、521百万円（同37.9%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

特記すべき設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は令和2年2月期を初年度とする3ヶ年の中期経営計画を策定しておりますが、計画策定時に前提としていた事業環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大、長期化の影響を受け大きく変化しており、経営環境への影響が見通せない状況が継続していることに加え、この3ヶ年で計画していた各種施策の遅れも発生いたしました。その為、令和3年3月30日の当社取締役会において計画期間1年延長を決議し、令和5年2月期までの4ヶ年計画といたしました。

本来最終年度でありました令和4年2月期におきましては、この事業環境変化に応じた必要な対応を図り、中期経営計画の4年目及び将来の当社発展に向けた入念な準備を進める年度と位置付けております。これにより、「創出したオリジナルコンテンツの自社主導によるマルチユース展開」を優先して対処すべき課題として捉え、大きく分けて次の3点に注力し取り組んでまいります。

1. 既存事業の更なる強化を推進し着実な業績の拡大をはかる
 - ・「うたの☆プリンスさまっ♪」のEvergreenコンテンツ化への展開を進める
 - ・「Z/X -Zillions of enemy X-」の更なる拡大展開をはかる
 - ・リアルグッズにおける安定したヒットメーカー体制を確立する
 - ・ハピネット社との資本業務提携を推進する
 - ・子会社 LANTERN ROOMS社の制作体制強化を進める
2. 選択と集中で新たなコンテンツの創出を強化する
 - ・「ジャックジャンヌ」のヒット&ブレイクへ
 - ・新作コンテンツ開発への積極的な投資を継続する
3. 事業成長を支える最適な経営支援体制を構築する
 - ・環境の変化に対応した社内制度／業務体制を構築、強化する

以上の施策をもって、新たな事業環境に対応する足場を固めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	第24期 (平成30年 2 月期)	第25期 (平成31年 2 月期)	第26期 (令和 2 年 2 月期)	第27期 (当事業年度) (令和 3 年 2 月期)
売 上 高 (千円)	5,410,533	5,975,201	6,479,464	6,306,519
営 業 利 益 (千円)	581,027	809,222	680,675	967,642
経 常 利 益 (千円)	594,388	834,190	703,290	999,425
当 期 純 利 益 (千円)	405,040	550,191	378,351	521,886
1 株当たり当期純利益(円)	46.30 (9.26)	62.90	43.25	59.66
総 資 産 (千円)	10,025,771	10,282,551	10,737,623	10,977,369
純 資 産 (千円)	8,993,852	9,302,602	9,453,136	9,749,222
1 株当たり純資産額(円)	1,028.18 (205.63)	1,063.49	1,080.70	1,114.54

(注) 当社は、平成30年 9 月 1 日付で普通株式について 5 株を 1 株とする株式併合を実施しております。第24期（平成30年 2 月期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1 株当たり当期純利益および 1 株当たり純資産額を算定しております。

なお、() 内は株式併合を行う前の金額です。

(6) 主要な事業内容（令和 3 年 2 月28日現在）

- ①コンテンツ（アニメ・ゲーム・音楽・映像・カードゲーム）の企画、制作
- ②キャラクター商品の企画・製作・販売

(7) 主要な営業所（令和 3 年 2 月28日現在）

本 社 東京都練馬区豊玉北 5 丁目14番 6 号
練馬高野台事業所 東京都練馬区高野台 2 丁目14番 1 号

(8) 使用人の状況（令和 3 年 2 月28日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
114名	9 名増	37.0才	7 年10ヶ月

(注) 使用人数には、アルバイト・パートタイマー24名は含まれておりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他の会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
(2) 発行済株式の総数 8,747,642株（うち自己株式372株）
(3) 株主数 8,503名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
(株) ハピネット	2,200,000	25.15
(株) アニメイスト	680,000	7.77
(株) ブシロード	341,100	3.89
(株) 日本カストディ銀行（信託口）	78,800	0.90
(株) 日本カストディ銀行（証券投資信託口）	62,000	0.70
S M B C 日興証券(株)	61,300	0.70
楽天証券(株)	59,200	0.67
山下良久	47,000	0.53
後藤雅征	44,000	0.50
黒田達夫	33,400	0.38

（注）持株比率については、自己株式372株を除いて計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（令和3年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 橋 善 之	最高経営責任者 兼最高執行責任者
取 締 役	内 野 秀 紀	常務執行役員制作第1本部長
取 締 役	藤 岡 修	執行役員経営企画室室長 兼株式会社ハピネット常務執行役員
取 締 役	渡 邊 朋 浩	執行役員コーポレート本部長
取 締 役	原 田 憲	執行役員営業本部長
取 締 役	浅 津 英 男	株式会社ハピネット常勤監査役
常 勤 監 査 役	杉 本 明 信	
監 査 役	水 戸 重 之	弁護士
監 査 役	水 谷 安 秀	株式会社アニメイトホールディングス管理部会計室長
監 査 役	柴 田 亨	株式会社ハピネット常務執行役員 経営戦略本部副本部長

- (注) 1. 当事業年度中における監査役の異動は以下のとおりであります。
監査役松本俊徳氏は、令和2年5月22日をもって、役員の定年に関する当社内規に基づき、監査役を退任いたしました。
2. 取締役浅津英男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 常勤監査役杉本明信氏、監査役水戸重之氏、監査役水谷安秀氏及び監査役柴田亨氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。当社は、杉本明信氏を株式会社東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額					
		基本報酬		業績連動報酬等		退職慰労 引当金繰入額	
		金額 (千円)	員数 (名)	金額 (千円)	員数 (名)	金額 (千円)	員数 (名)
取締役	81,551	78,585	4	—	—	2,966	1
(うち社外 取締役)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
監査役	12,000	12,000	4	—	—	—	—
(うち社外 監査役)	(12,000)	(12,000)	(4)	(—)	(—)	(—)	(—)

- (注) 1. 当事業年度末日の役員退職慰労引当金の額は、8,666千円（取締役8,666千円）であります。
2. 上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の取締役及び監査役の員数には、無報酬の取締役（2名）及び監査役（1名）は含まれておりません。
4. 上記の監査役の員数には、令和2年5月22日をもって退任した監査役1名が含まれております。
5. 上記のほか、令和2年5月22日開催の第26期定時株主総会決議に基づき、退任社外監査役1名に対し、3,041,650円の退職慰労金を支給しております。なお、同金額には、過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額（監査役500千円）が含まれております。

(4) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員の報酬等は、当社の業績を十分に反映させるとともに、各役員の職責に応じて適正な水準とすることを基本方針とし、取締役（社外取締役を除きます。）の報酬等は、金銭による固定報酬、業績等に応じて支給する金銭による変動報酬、及び退職慰労金により構成し、社外取締役及び社外監査役の報酬等は、その職務に鑑み、金銭による固定報酬及び退職慰労金により構成します。

取締役の報酬等の種類ごとの個人別の報酬等に対する割合は、直前事業年度における税引後当期純利益額、変動報酬の支給額並びに役員等の固定報酬等及び業務執行状況等を勘案して決定いたします。

また、監査役報酬についても、定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査役間にて協議し、決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

①各社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	浅 津 英 男	当事業年度開催の取締役会に17回中13回出席し、豊富なビジネス経験を踏まえ、主に経営のあり方及び内部統制の観点から数多く発言を行っております。
監 査 役	杉 本 明 信	令和2年5月22日に開催された第26期定時株主総会において監査役に選任された以降における当事業年度開催の取締役会に13回中全回、監査役会に13回中全回出席し、豊富なビジネス経験を踏まえ、主に経営のあり方及び内部統制の観点から数多く発言を行っております。
監 査 役	水 戸 重 之	当事業年度開催の取締役会に17回中14回、監査役会に17回中15回出席し、主に弁護士としての専門的な見地から、当社のコンプライアンス体制のあり方等についての発言を行っております。
監 査 役	水 谷 安 秀	当事業年度開催の取締役会に17回中16回、監査役会に17回中全回出席し、同業種で培われた豊富な経験と財務及び会計に関する高い見識を活かし、主に経営のあり方の観点から多くの発言を行っております。
監 査 役	柴 田 亨	当事業年度開催の取締役会17回中15回、監査役会に17回中15回出席し、同業種で培われた豊富な経験と財務及び会計に関する高い見識を活かし、主に経営のあり方の観点から多くの発言を行っております。

② 他の法人等の業務執行者の兼職状況

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

22,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について相当であると認めたものであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき監査役会が解任いたします。そのほか、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合、また、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社を取り巻く変化に迅速に対応し、さらに一部の独断専行が起らないよう、原則として毎週開催する「経営会議」（構成：常勤の取締役・監査役及び議長が出席を認めた者）において、情報の共有化と重要事項の討議及び決裁を行っております。また、この内容は毎月の取締役会において付議や報告がなされ、特に監査役のチェックを受けることで経営の透明性の向上を図っております。さらに業務の適正性を確保するため、以下のことを行っています。

イ. 取締役は、「組織・職務分掌規程」、「職務権限規程」において定められた責任と執行の手続きに則り業務を行い、常に業務を見直し、改善していく努力をします。

ロ. 使用人は「報告・連絡・相談」を重視し、悪い情報ほど早く報告します。

ハ. 監査役は、独立した立場から取締役の職務執行を監査し、問題について指摘を行います。取締役は指摘された問題につき迅速に対応を行います。

ニ. 内部監査室は、代表取締役会長又は代表取締役社長（代表取締役会長及び代表取締役社長の両方が選任されている場合は、両方で協議の上で決定する者）の直轄の組織として各部門に対し監査を実施し、問題のあった部署に対し改善を求めています。

ホ. コンプライアンスを社員研修における重要なテーマとして取り上げ、その徹底を図ります。

ヘ. 社外監査役を選任することにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持と向上を図ります。

ト. 法的判断を要する案件については速やかに顧問弁護士等に相談し、法令を逸脱しない体制をとります。

チ. 取締役及び従業員が監査役又は監査役会に対して当社の内部統制上の問題等に関する情報提供を行った場合、当該取締役及び従業員は、かかる情報提供を理由にいかなる不利益な取り扱いを受けないものとします。

リ. 当社は、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また反社会的勢力による不当な要求に対しては毅然とした態度で対応してまいります。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を及ぼすリスクを迅速に認識し、その情報を共有化するため、前述の「経営会議」を行い、リスク評価とその対応策を検討しております。また、不測の事態が発生した場合には、弁護士を含む外部のアドバイザーとともに迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。

監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役会長及び代表取締役社長（代表取締役会長及び代表取締役社長の両方が選任されている場合は、両方で協議の上で決定する者）に報告し、報告を受けた代表取締役は経営会議を経て取締役会に報告します。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

財務経理部門及び人事総務部門は、取締役の職務の執行に係る情報（稟議書、取締役会及び経営会議など意思決定に係る情報）について、「稟議規程」、「文書管理規程」等に基づき、その保存媒体に応じて適切な状態で記録・保存・管理することとします。

監査役は必要に応じて上述保存及び管理が関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、取締役会に報告します。

上述「稟議規程」及び「文書管理規程」他関連規程は必要に応じて適時見直し、改善を図るものとします。

④取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

最高経営責任者（CEO）を務める代表取締役会長又は代表取締役社長は自ら、年次経営計画に基づいた各本部の目標に対し、職務執行が効率的に行われているかどうかを「経営会議」及び「幹部会」において監督します。各本部担当取締役は、年次計画に対して実施すべき具体的な施策と、その実現に最適な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を経営会議において定期的に報告します。これにより、種々の変化に対応した施策及び効率的な業務遂行体制の構築と、それを阻害する要因の分析とその改善を図っていきます。

また、最高執行責任者（COO）を務める代表取締役会長、代表取締役社長又は各本部担当取締役は、必要に応じ「幹部会」等の下部委員会を開催し、全社的な施策を展開していきます。

⑤監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、当社では監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会が監査役と協議の上、これを指名することとします。また、監査役を補助する期間中、同使用人への指揮は監査役が行い、同使用人の評価、人事異動、給与等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することで取締役からの独立性を確保するものとします。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、必要に応じて稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるものとします。

取締役及び使用人は、業務又は業績に重大な影響を与える事項について、直ちに監査役に報告するものとし、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。

現在、監査役は定期的に監査法人と意見交換を行っておりますが、監査役の職務遂行にあたり監査役が必要と認めた場合にはその他外部の専門家との連携を図ることのできる環境を整えております。なお、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上述基本方針に基づく業務の適正を確保するための体制等の整備について、定期的に点検を行い、その結果を経営会議を通じて取締役会に報告することにより、適切な運用に努めております。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりです。

①取締役の職務の執行について

取締役社長（代表権の有無を問わない。）が主宰する「経営会議」を毎週開催（当事業年度は計49回開催）し、取締役所管情報の共有化と重要事項の討議及び取締役会決裁事項の事前確認等を行いました。また、討議及び事前確認された内容は、毎月の取締役会（当事業年度は計17回開催）において付議や報告がなされ、監査役のチェックを受けました。

②リスク管理体制について

上述の「経営会議」を開催し、そこで業務又は業績に重大な影響を与える業務提携等について、リスク評価とその対応策を検討しました。弁護士を含む外部のアドバイザーの意見を聴取し、監査法人との意見交換を行うなど、外部の専門家との連携により、経営判断を補強しております。

③監査役の職務の執行について

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書として、主に業務又は業績に重大な影響を与える業務提携や、不動産賃貸に係る契約書等の内容及び文書の保管・整備状況について、内部監査室と連携して取締役及び使用人にヒアリングの実施・内容及び管理状況の確認等を行い、経営に対する監視強化を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

現状、当社には親会社等はありませんが、主要株主との連携を継続し、今後も当社のコンテンツを最大限に活用するべく主要株主とのシナジーについて可能性を追求していく方針であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和3年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【8,253,902】	【流 動 負 債】	【1,132,946】
現 金 及 び 預 金	6,621,667	買 掛 金	294,275
売 掛 金	643,426	リ ー ス 債 務	2,007
商 品 及 び 製 品	302,297	未 払 金	162,293
仕 掛 品	367,801	未 払 費 用	57,183
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,196	未 払 法 人 税 等	168,165
映 像 コ ン テ ン ツ	21,280	未 払 消 費 税 等	66,195
前 渡 金	22,844	前 受 金	176,810
前 払 費 用	238,249	預 り 金	42,424
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	9,999	前 受 収 益	6,352
そ の 他	24,767	賞 与 引 当 金	74,274
貸 倒 引 当 金	△2,629	返 品 調 整 引 当 金	82,182
【固 定 資 産】	【2,723,467】	そ の 他	780
有 形 固 定 資 産	1,875,439	【固 定 負 債】	【95,199】
建 物	912,559	リ ー ス 債 務	965
機 械 及 び 装 置	2,561	退 職 給 付 引 当 金	37,527
車 両 運 搬 具	32	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	8,666
工 具、器 具 及 び 備 品	42,332	そ の 他	48,040
土 地	907,414	負 債 合 計	1,228,146
建 設 仮 勘 定	10,539	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	448,323	【株 主 資 本】	【9,746,164】
ソ フ ト ウ ェ ア	55,008	資 本 金	2,361,275
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	392,772	資 本 剰 余 金	2,066,627
電 話 加 入 権	542	資 本 準 備 金	2,031,275
投資その他の資産	399,703	そ の 他 資 本 剰 余 金	35,352
投 資 有 価 証 券	5,464	利 益 剰 余 金	5,319,043
破 産 更 生 債 権 等	2,000	利 益 準 備 金	81,168
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	46,666	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,237,874
長 期 前 払 費 用	1,925	繰 越 利 益 剰 余 金	5,237,874
関 係 会 社 株 式	18,618	自 己 株 式	△781
繰 延 税 金 資 産	217,895	【評 価・換 算 差 額 等】	【3,058】
そ の 他	109,134	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,058
貸 倒 引 当 金	△2,000	純 資 産 合 計	9,749,222
資 産 合 計	10,977,369	負 債・純 資 産 合 計	10,977,369

損 益 計 算 書

(自 令和2年3月1日)
(至 令和3年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売上高】		6,306,519
【売上原価】		3,972,738
売上総利益		2,333,781
【販売費及び一般管理費】		1,366,138
営業利益		967,642
【営業外収益】		
受取利息及び配当金	3,086	
不動産賃貸料	73,896	
その他の他	2,435	79,419
【営業外費用】		
支払利息	131	
不動産賃貸費用	47,217	
その他の他	286	47,635
経常利益		999,425
【特別損失】		
固定資産除却損	62	
減損損失	244,315	244,377
税引前当期純利益		755,048
法人税、住民税及び事業税	260,400	
法人税等調整額	△27,238	233,162
当期純利益		521,886

株主資本等変動計算書

(自 令和2年3月1日
至 令和3年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当 期 首 残 高	2,361,275	2,031,275	35,352	2,066,627
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	2,361,275	2,031,275	35,352	2,066,627

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	81,168	4,943,417	5,024,586	△781	9,451,707
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△227,429	△227,429		△227,429
当 期 純 利 益		521,886	521,886		521,886
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	294,457	294,457	—	294,457
当 期 末 残 高	81,168	5,237,874	5,319,043	△781	9,746,164

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	1,428	1,428	9,453,136
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△227,429
当 期 純 利 益			521,886
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,629	1,629	1,629
当 期 変 動 額 合 計	1,629	1,629	296,086
当 期 末 残 高	3,058	3,058	9,749,222

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

映像コンテンツ

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

なお、費用配分方法については、見込収益獲得可能期間における見込販売収益に基づいております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。但し、サービス提供目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込収益獲得可能期間に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

③ リース資産

リース期間定額法によっております。

④ 長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 返品調整引当金

決算期末日後に発生が予想される返品に備えるため、過去の返品実績率に基づき、返品損失の見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

② 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 追加情報に関する注記

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、今後の収束時期や影響の程度を予測することは困難な状況にあります。当社においては、現在の状況から今後少なくとも一定期間は継続するものと仮定して、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響には不確実性があり、将来における財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	429,529千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権 (区分表示したものを除く)	64,886千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	2,216千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	134,559千円
売上原価	127,532千円
販売費及び一般管理費	40,246千円
営業取引以外の取引による取引高	49,094千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 8,747,642株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 372株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和2年5月22日 定時株主総会	普通株式	227,429千円	26円00銭	令和2年 2月29日	令和2年 5月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和3年5月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	227,429千円	26円00銭	令和3年 2月28日	令和3年 5月28日

(4) 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	22,727千円
返品調整引当金	24,966千円
たな卸資産評価損	55,017千円
未払事業税	11,419千円
未払事業所税	1,364千円
ソフトウェア仮勘定	74,760千円
前渡金	4,131千円
退職給付引当金	11,483千円
役員退職慰労引当金	2,652千円
貸倒引当金	1,416千円
減価償却費	7,072千円
投資有価証券評価損	203千円
その他	3,372千円
繰延税金資産小計	220,587千円
評価性引当額	△1,636千円
繰延税金負債との相殺	△1,055千円
繰延税金資産合計	217,895千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,055千円
繰延税金資産との相殺	△1,055千円
繰延税金負債合計	—千円
繰延税金資産純額	217,895千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

売掛金に係る顧客の信用リスクは、調査機関を用いた与信調査、取引先信用保険の利用等によりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

関係会社長期貸付金に係る貸付先の信用リスクは、財務状況等について定期的にモニタリングを実施すること等によりリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	6,621,667	6,621,667	—
②売掛金	643,426	643,426	—
③投資有価証券	5,464	5,464	—
④関係会社長期貸付金 (1年内回収予定分を含む)	56,666	56,666	—
⑤買掛金	(294,275)	(294,275)	—
⑥未払金	(162,293)	(162,293)	—
⑦未払費用	(57,183)	(57,183)	—
⑧未払法人税等	(168,165)	(168,165)	—
⑨未払消費税等	(66,195)	(66,195)	—
⑩預り金	(42,424)	(42,424)	—
⑪リース債務 (1年内返済予定分を含む)	(2,973)	(2,980)	6

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

④関係会社長期貸付金（1年内回収予定分を含む）

関係会社長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負債

⑤買掛金、⑥未払金、⑦未払費用、⑧未払法人税等、⑨未払消費税等、⑩預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑪リース債務（1年内返済予定分を含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に

想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	18,618

関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、本社ビルの一部についてオフィス等として賃貸しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は26,679千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸原価は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	当期末の時価
951,763	1,038,364

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行い、時点修正した金額を含みます。）によっております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,114円54銭

(2) 1株当たり当期純利益 59円66銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 減損損失に関する注記

(1) 減損損失を認識した資産の概要及び減損損失の金額

(単位：千円)

用途	種類	金額
サービス提供目的 ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定	244,315

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

当社では、自社で開発を進めている一部のゲームコンテンツに関し、近年の市場環境の変化を踏まえて開発方針を見直し、途中成果物を精査いたしました結果、ソフトウェア仮勘定に計上している一部資産において当初想定していた用途での利用見込みがなくなったため、減損損失を認識しております。

(3) 資産グルーピングの方法

事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っています。

(4) 回収可能価額の算定方法

減損損失の測定における回収可能価額の算定に当たっては、使用価値により算定しており使用価値は零と算定しております。

独立監査人の監査報告書

令和3年4月9日

株式会社ブロッコリー
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 古藤 智弘 ⑩
業務執行社員
指定社員 公認会計士 齋藤 浩史 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブロッコリーの令和2年3月1日から令和3年2月28日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は令和2年3月1日から令和3年2月28日までの第27期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、取締役会の審議状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年4月16日

株式会社 ブロッコリー監査役会

常勤監査役(社外監査役) 杉 本 明 信 ⑩

社外監査役 水 戸 重 之 ⑩

社外監査役 水 谷 安 秀 ⑩

社外監査役 柴 田 亨 ⑩

以 上